

新型コロナウイルス感染症対策事業等について

1 子育て家庭への支援（給付金等）

★光市独自事業

支援制度	対象	内容
★赤ちゃん応援給付金	令和2年4月28日から12月31日までに生まれた児童の母（令和2年4月27日から申請日までの間、光市に住民票があること）	児童1人あたり10万円を支給
子育て世帯への臨時特別給付金	令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当受給者 ※特例給付の人を除く	児童1人あたり1万円を支給
★「おっばい育児」応援給付金	令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当受給者 ※特例給付の人を除く	児童1人あたり1万円を支給
★ひとり親家庭応援給付金	令和2年5月分の児童扶養手当受給者 ※全額支給停止の人を除く	児童1人あたり1万円を支給
ひとり親世帯臨時特別給付金	ア 令和2年6月分の児童扶養手当受給者 イ 公的年金等を受給していることにより児童扶養手当を受給していない人 ウ 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が児童扶養手当を受給している人と同水準となっている人	① <u>基本給付</u> 1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円 ② <u>追加給付</u> 1世帯5万円（ア、イのうちコロナの影響を受けて収入が減少した人）
ファミリー・サポート・センター緊急対応補助金	小学校の臨時休校に伴って本事業を利用した人	対象となる利用料を全額補助

2 保育所・幼稚園等の対策等

(1) 休園・登園自粛の状況

ア 幼稚園、認定こども園（1号認定）

令和2年4月20日から5月24日まで休園

イ 保育所、認定こども園（2、3号認定）

令和2年4月20日から5月24日まで登園自粛を要請

※自粛要請期間中に家庭内保育を実施した児童の保育料（3歳未満児）を日割りで保護者へ還付する。

(2) 感染対策消耗品などの購入・補助

市内保育所・幼稚園等に対して、新型コロナウイルス感染症への感染防止対策として必要となる経費（消耗品、備品）を、1施設最大で100万円の補助を実施する。

3 小・中学校の対策等

(1) 小・中学校の対策等

ア 休校の状況

臨時休業 令和2年3月2日～令和2年5月24日まで実施

イ 夏休み短縮

夏季休業日 令和2年8月8日～令和2年8月19日までの12日間に短縮

ウ 感染対策

各学校では、新型コロナウイルス感染症対応ガイドラインを作成し、教職員のみならず保護者、地域への周知を図り、児童生徒の安心・安全の確保を図っているところがあります。基本的な感染防止対策として、家庭と連携した健康観察の実施、手洗い、マスク着用の指導、安全に配慮した教室環境整備と換気の実施、校舎や教材備品等の消毒を実施。

(2) サンホームの対策等

市内小学校の休校に伴い、以下のとおり開所時間を変更し、児童の受入を行いました。

ア 開所時間

(ア) 令和2年3月2日から5月8日まで

- ・平日 午前8時から午後6時まで（午後7時までの延長保育も可）
- ・土曜日 午前8時から午後6時まで

(イ) 令和2年5月11日から5月22日まで

- ・平日 午後1時30分から午後6時まで（午後7時までの延長保育も可）
- ・土曜日 午前8時から午後6時まで

※平日のサンホーム開所時刻までは各小学校で児童預かりを実施

イ 感染対策

国及び県の指針に基づき、基本的な感染防止対策として、家庭と連携した健康観察の実施、検温、手洗い、マスク着用の指導、安全に配慮した環境整備と換気の実施、施設や備品等の消毒などを行いました。

ウ 保育料

国の緊急事態宣言の発出による利用自粛や夏季休業日の短縮に伴い当該期間中におけるサンホームの開所時間が短縮されたこと等を踏まえ、月額保育料（3,000円（8月のみ5,000円）を以下のとおり変更しました。

(ア) 令和2年4月及び5月分月額保育料 利用実績に応じた日割り計算

(イ) 令和2年8月分月額保育料 月額5,000円を3,000円に変更